

第4章

教育・保育及び
地域子ども・子育て支援
事業の提供体制の確保等
（第3期宮若市子ども・
子育て支援事業計画）

1. 第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画について

(1) この章の目的

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、5年を1期として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めることが義務づけられていることから、令和6（2024）年度に「第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その計画期間を令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間としています。

この宮若市こども計画を策定するに当たり、計画書の構成として、こどもに関する施策を総合的に掲載することが望ましいことから、前述の第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の主要部分を再掲することとしました。

(2) 将来のこどもの数の推計

第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画において、「将来のこどもの数の推計」を行っており、この推計値に申込率の見込みを乗じること等で、「量の見込み」を算出することを基本的な方法とします。この「量の見込み」に対して、「確保方策」として受け皿となる施設等を確保していきます。

コーホート変化率法による人口推計と、定住施策の充実により市外から子育て世帯の転入があることを見込み、令和11（2029）年4月時点で就学前（0歳から5歳児）のこどもは918人（令和6（2024）年4月の1,005人から87人減（8.7%減）、小学生（6歳から11歳）は1,068人（令和6（2024）年4月の1,311人から243人減（18.5%減））を見込みます。

少子化対策や定住施策によって、人口の維持・増加に努めることから、この見込みと大きく異なる場合は、令和9（2027）年度の間見直し時に修正を行います。

就学前のこども（0～5歳児）の人口の推移



小学生（6～11歳児）の人口の推移



(3) 事業計画

○全体像

I 教育・保育の提供	① 1号認定こども（教育標準時間認定こども） ② 2号認定こども（満3以上の保育認定こども） ③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども）
II 地域子ども・子育て支援事業	① 時間外保育事業（延長保育事業） ② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） ③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所） ⑤ 病児保育事業 ⑥ 地域子育て支援拠点事業 ⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く） ⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象） ⑨ 児童育成支援拠点事業 ⑩ 利用者支援事業 ⑪ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の伴走型支援） ⑫ 妊婦健康診査 ⑬ 養育支援訪問事業 ⑭ 産後ケア事業 ⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） ⑯ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会） ⑰ 子育て短期支援事業（ショートステイ） ⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う ⑲ 子育て世帯訪問支援事業 ⑳ 親子関係形成支援事業
III 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	（1）認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及 （2）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進 ① 外国につながるこどもへの支援・配慮 ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上 ③ 処遇改善を始めとする労働環境への配慮 ④ 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施 ⑤ 特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じ運営改善の推進 （3）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続 （4）認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携
IV 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	（1）公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討 （2）特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

I 教育・保育の提供

○教育・保育の提供区域の設定

市内全体を1つの提供区域とします。

市内の教育・保育施設については、宮若東中学校区、宮若西中学校区でその数を比較した場合、宮若東中学校区に多く設置されており、こどもの数に対して宮若西中学校区の施設配置が手薄になっています。

しかし、各中学校区の中心地が県道・福岡直方線によって結ばれ、県道に沿って教育・保育施設が多く配置し、車のアクセスは比較的容易であることから、区域を分ける必要性が低く、1つの提供区域とします。

○こどもの認定区分

平成 27（2015）年度から始まった子ども・子育て新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この 2 つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化しました。

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用することもについては、以下の 3 つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付を受ける施設・事業	市内の対象施設（認可施設）
①1 号認定こども（教育標準時間認定こども） 満 3 歳以上の小学校就学前のこどもであって、2 号認定以外のも（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号）	幼稚園	・宮田南幼稚園 ・若宮幼稚園
	認定こども園	・宮若さくらこども園
②2 号認定こども（満 3 歳以上の保育認定こども） 満 3 歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号）	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園 2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
③3 号認定こども（満 3 歳未満の保育認定こども） 満 3 歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号）	保育所	・宮田保育園 ・福丸保育園 ・なないろ保育園 ・なないろ保育園 2
	認定こども園	・宮若さくらこども園
	地域型保育事業	・ひよこ保育園

① 1 号認定こども（教育標準時間認定こども）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	131	119	106	107	102
申込率の見込み	25.9%	24.2%	22.9%	23.0%	22.9%
確保方策（B）（人）	335	335	335	335	335
・特定教育・保育施設（人）	335	335	335	335	335
・確認を受けない幼稚園（人）	0	0	0	0	0
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	204	216	229	228	233

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。共働き家庭でも 2 号認定を望まず、1 号認定を希望する保護者もあり、このような家庭は、幼稚園の預かり保育を利用することで仕事との両立を図っています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		3 歳	4 歳	5 歳	合計
特定教育・保育施設	宮田南幼稚園	20	35	35	90
	若宮幼稚園	60	70	70	200
	宮若さくらこども園	15	15	15	45
合計		95	120	120	335

・市外の幼稚園等を利用している保護者もありますが、市内の教育・保育施設で量の見込み（A）を満たしているため、市外の幼稚園等が所在する自治体と広域利用に関する協議は行っていません。

・図表の過不足（B－A）において、令和 11（2029）年度には確保方策（B）が 233 人上回る見込みです。令和 6（2024）年度に開催した宮若市立幼稚園のあり方検討委員会での協議を経て、新年度における合計園児見込数が 75 人未満となった場合、宮田南幼稚園を若宮幼稚園に統合する方針としています（75 人未満になった場合も宮田南幼稚園は在園児が卒園するまで存続）。この方針とともに、市外の幼稚園等を利用する保護者もいる状況を踏まえ、公立幼稚園（宮田南幼稚園・若宮幼稚園）では園児確保に向け、新たな教育活動等に取り組みます。あわせて、3 歳未満児の受入や 2 号認定のニーズを踏まえ、公立幼稚園の認定こども園への移行などについての検討を行います。

② 2 号認定こども（満 3 歳以上の保育認定こども）

本計画の量の見込みと確保方策

○保育所・認定こども園等（2 号認定）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	354	355	350	352	336
申込率の見込み	70.0%	72.3%	75.6%	75.5%	75.5%
確保方策（B）（人）	358	358	358	358	358
・ 特定教育・保育施設（人）	349	349	349	349	349
・ 幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	0	0	0	0	0
・ 長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・ 企業主導型保育施設の地域枠（人）	9	9	9	9	9
・ 届出保育施設	0	0	0	0	0
過不足（B－A）（人）	4	3	8	6	22

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		3 歳	4 歳	5 歳	合計
特定教育・保育施設	宮田保育園	20	25	25	70
	福丸保育園	20	25	25	70
	なないろ保育園	19	19	19	57
	なないろ保育園 2	14	14	14	42
	宮若さくらこども園	30	40	40	110
企業主導型保育施設の地域枠	かさまつ保育園	6	2	1	9
合計		109	125	124	358

・第 2 期計画期間内は、概ね利用定員と同数のこどもを受け入れています。少子化が進み、こどもの数は減少しますが、申込率は上昇しており、今後、政府や福岡県、本市の少子化対策・定住施策によって人口が増加する可能性もあることから、計画期間においてはこの定員を維持していくことを基本とします。

○幼稚園の預かり保育（新 2 号認定）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	506	491	463	466	445
量の見込み（A）（人）	48	51	51	52	49
申込率の見込み	9.5%	10.4%	11.0%	11.2%	11.0%
確保方策（B）	75	75	75	75	75
・幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）（人）	75	75	75	75	75
・長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
過不足（B－A）	27	24	24	23	26

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により預かり保育を希望する保護者は増えるものと予測しますが、こどもの数の減少により量は減少すると考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	定員（人）
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	宮田南幼稚園	10
	若宮幼稚園	20
	宮若さくらこども園	45
合計		75

・各施設とも 1 日に受け入れることができるこどもの数を定員としています。

③ 3号認定こども（満3歳未満の保育認定こども）

③-1 3号認定こどものうち、0歳児

本計画の量の見込みと確保方策

各年4月1日時点の見込み。量の見込みは10月1日時点の見込み

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象児童数の見込み（人）	297	299	305	315	322
・当該年度見込み（人）	149	148	151	154	161
・翌年度見込み（人）	148	151	154	161	161
量の見込み（A）（人）	61	60	61	63	66
申込率の見込み	20.5%	20.1%	20.0%	20.0%	20.5%
確保方策（B）（人）	69	69	69	69	69
・特定教育・保育施設（人）	49	49	49	49	49
・一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設（人）	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠（人）	15	15	15	15	15
・特定地域型保育（人）	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠（人）	3	3	3	3	3
過不足（B-A）（人）	8	9	8	6	3

●量の見込み（A）の算出

・0歳児は年度末には、「前年度に生まれたこども」と「当該年度に生まれたこども」の2カ年のこどもが対象となります。推計人口及びこども家庭庁の示す算出方法により、10月時点の量を見込んでいます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 （人）
特定教育・保育 施設	宮田保育園	6
	福丸保育園	10
	なないろ保育園	9
	なないろ保育園2	9
	宮若さくらこども園	15
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	6

区分	施設名	利用定員 （人）
企業主導型保育 施設の地域枠	ぽたぽた園	3
	ぽたぽた園2	2
	ぴーす保育園	2
	いきいき保育園	2
特定地域型保育	ひよこ保育園	2
その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
合計		69

- ・保育士不足によって、0歳児は利用定員まで受入ができる園が少なくなっています。
- ・令和5（2023）年度末には申込を行ったが入所できなかったこども（待機児童・未入所児童）が37人発生しています。この状況に対応するため、子育て支援センターの一時預かり事業を拡充し、月曜日から土曜日までこどもを預かる「固定枠」を設け、保育を実施しています。第2期計画以前から保育士確保施策に取り組んでいますが、令和5（2023）年度からは保育実習生にアプローチするため、保育実習生受入強化事業（実習に通うための交通費等を交付）と新人応援給付金（就職後に10万円を交付）を設けています。また、保育士の負担を少しでも軽減し、働きやすい環境形成を促進するための各施設におけるICTの導入に引き続き取り組み、潜在保育士の就労促進（既存では就労支援金の交付や各施設の保育スタッフ（園長等）による面談会の実施）は一層効果的な取組になるよう、内容を検討していきます。

③-2 3号認定のうち、1歳児

本計画の量の見込みと確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	147	150	151	154	156
量の見込み（A）（人）	90	97	99	101	102
申込率の見込み	61.2%	64.7%	65.6%	65.6%	65.4%
確保方策（B）（人）	111	111	111	111	111
・ 特定教育・保育施設（人）	90	90	90	90	90
・ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・ 長時間預かり保育運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・ 届出保育施設	0	0	0	0	0
・ 企業主導型保育施設の地域枠（人）	16	16	16	16	16
・ 特定地域型保育	2	2	2	2	2
・ 子育て支援センターの固定枠（人）	3	3	3	3	3
過不足（B-A）（人）	21	14	12	10	9

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。令和8（2026）年度以降はこどもの数・申込率とも大きな変化がないと予測していますが、令和11（2029）年度の量の見込みは令和7年度（2025年度）と比較すると、12人増としています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12
	福丸保育園	20
	なないろ保育園	16
	なないろ保育園 2	12
	宮若さくらこども園	30
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7

区分	施設名	利用定員 (人)
企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	ぼたぼた園 2	2
	ぴーす保育園	2
	いきいき保育園	2
特定地域型保育	ひよこ保育園	2
その他	子育て支援センター さくらんぼ	3
合計		111

- ・0歳児と同様に保育士不足によって、利用定員まで受入ができない園があります。
- ・令和5（2023）年度末には申込を行ったが入所できなかったこども（待機児童・未入所児童）が9人発生しています。そのような状況に対応するため、市でも対策を講じています

③-3 3号認定のうち、2歳児

本計画の量の見込みと確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	171	147	152	153	156
量の見込み（A）（人）	111	101	107	108	110
申込率の見込み	64.9%	68.7%	70.4%	70.6%	70.5%
確保方策（B）（人）	114	114	114	114	114
・特定教育・保育施設（人）	92	92	92	92	92
・一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ）（人）	0	0	0	0	0
・長時間預かり保育 運営費支援事業（人）	0	0	0	0	0
・届出保育施設	0	0	0	0	0
・企業主導型保育施設の 地域枠（人）	16	16	16	16	16
・特定地域型保育	2	2	2	2	2
・子育て支援センターの 固定枠（人）	4	4	4	4	4
過不足（B-A）（人）	3	13	7	6	4

●量の見込み（A）の算出

- ・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により保育を希望する保護者は今後も増加し、申込率は70%台を見込んでいます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員 (人)
特定教育・保育 施設	宮田保育園	12
	福丸保育園	20
	なないろ保育園	18
	なないろ保育園 2	12
	宮若さくらこども園	30
企業主導型保育 施設の地域枠	かさまつ保育園	7

区分	施設名	利用定員 (人)
企業主導型保育 施設の地域枠	ぼたぼた園	3
	ぼたぼた園 2	2
	ぴーす保育園	2
	いきいき保育園	2
特定地域型保育	ひよこ保育園	2
その他	子育て支援センター さくらんぼ	4
合計		114

- ・特定教育・保育施設は、利用定員と同程度のこどもを受け入れています。

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業

① 時間外保育事業（延長保育事業）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人）	265	260	259	267	269
確保方策（B）（人）	265	260	259	267	269
過不足（B－A）（人）	0	0	0	0	0

●量の見込み（A）の算出

- ・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

図表 4-24 区分	施設名	時間外保育時間（延長保育時間）
特定教育・保育施設	宮田保育園	午後 6 時～午後 7 時（短時間保育の場合は午後 4 時～午後 6 時）
	福丸保育園	午後 6 時～午後 7 時（短時間保育の場合は午後 4 時～午後 6 時）
	なないろ保育園	午後 6 時～午後 7 時 （短時間保育の場合は午前 7 時～午前 8 時、午後 4 時～午後 6 時）
	なないろ保育園 2	午後 6 時～午後 7 時 （短時間保育の場合は午前 7 時～午前 8 時、午後 4 時～午後 6 時）
	宮若さくらこども園	午後 6 時～午後 7 時 （短時間保育の場合は午前 7 時～午前 8 時、午後 4 時～午後 6 時）
特定地域型保育	ひよこ保育園	午前 6 時 30 分～午前 7 時 30 分、午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分 （短時間保育の場合は午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分、 午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分）

・短時間保育利用者に対する早朝の時間外保育を行っていない園もあります。現状では、保護者のニーズにあわせて確保できていることから、本計画期間においても、定員等による確保数ではなく、量の見込み（A）と同数としています。

② 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

本計画の量の見込みと確保方策

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人日）	7,935	8,019	7,759	8,625	9,048
・1号認定（人日）	3,033	3,013	2,948	3,261	3,410
・2号認定（人日）	4,902	5,006	4,811	5,364	5,638
確保方策（B）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）（人日）	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
・上記以外（人日）	0	0	0	0	0
過不足（B－A）（人日）	10,065	9,981	10,241	9,375	8,952

●量の見込み（A）の算出

- ・1号認定こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入可能数（人）
一時預かり事業 （幼稚園型Ⅰ）	宮田南幼稚園	2,400 人日
	若宮幼稚園	4,800 人日
	宮若さくらこども園	10,800 人日
合計		18,000 人日

・現在と同様に確保します。宮田南幼稚園は1日当たり10人×週5日×月4週×12月＝2,400人日、若宮幼稚園は1日当たり20人×週5日×月4週×12月＝4,800人日、宮若さくらこども園は1日当たり45人×週5日×月4週×12月＝10,800人日

③ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本計画の量の見込みと確保方策

少子化を踏まえつつ、定住施策等で人口の流入が見込まれる場合には、0歳から2歳児クラスを中心に待機児童が増加する可能性もあることから、小規模保育事業の実施の必要性について検討し、必要性が認められる場合にはこの事業を活用した支援を行います。

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

本計画の量の見込みと確保方策

各年4月1日時点の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
対象児童数の見込み（人）	1,272	1,224	1,161	1,106	1,068
・1年生	175	179	174	150	169
・2年生	220	176	180	175	152
・3年生	208	220	175	179	174
・4年生	207	211	223	177	181
・5年生	236	203	207	219	174
・6年生	226	235	202	206	218
量の見込み（A）（人）	347	350	332	310	305
（申込率）	（27.3%）	（28.6%）	（28.6%）	（28.0%）	（28.6%）
・1年生	97(55.4%)	106(59.2%)	103(59.2%)	89(59.3%)	100(59.2%)
・2年生	87(39.5%)	73(41.5%)	75(41.7%)	73(41.7%)	63(41.4%)
・3年生	71(34.1%)	78(35.5%)	62(35.4%)	63(35.2%)	62(35.6%)
・4年生	42(20.3%)	43(20.4%)	45(20.2%)	36(20.3%)	37(20.4%)
・5年生	34(14.4%)	31(15.3%)	31(15.0%)	33(15.1%)	26(14.9%)
・6年生	16(7.1%)	19(8.1%)	16(7.9%)	16(7.8%)	17(7.8%)
確保（B）（人）	370	370	370	370	370
過不足（B－A）（人）	23	20	38	60	65

●量の見込み（A）の算出

・過去の申込率の推移から申込率の見込みを算出し、量の見込み（A）を算出しています。就労等により学童保育所への入所を希望する保護者は増えるものと予測され、こどもの数は減少するものの令和8（2026）年度までは量が増えるものと考えます。令和9（2027）年度以降はこどもの減少が積み重なるため、令和8（2026）年度がピークアウトの年と考えます。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員（人）			
		1 組	2 組	3 組	合計
学校空き教室	宮田南学童保育所	40	30	－	70
	宮田北学童保育所	40	40	－	80
専用施設	光陵学童保育所	40	40	20	100
	宮若西学童保育所	40	40	40	120
合計					370

- ・光陵学童保育所は令和 5（2023）年度から待機児童が数名発生していることから、利用定員を 90 人から 100 人に増加する見込みです。
- ・夏休み期間に入所を希望する保護者もいることから、弾力的運用について委託先と協議を行うとともに、希望する人がこどもを預けることができるよう仕組みを構築します。

⑤ 病児保育事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	229	236	249	270	286
確保方策 (B) (人)	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
過不足 (B-A) (人)	1,164	1,157	1,144	1,123	1,107

●量の見込み (A) の算出

- ・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（増加傾向）から算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入人数
乳児院	病児・病後児保育メリーハウス	665 人日
	ぼたぼた園	182 人日
企業主導型保育施設	ぼたぼた園 2	182 人日
	ぴーす保育園	182 人日
	いきいき保育園	182 人日
合計		1,393 人日

・引き続き、直方市・鞍手町・小竹町と広域連携で、病児・病後児保育メリーハウスに委託を行います。年間受入人数（確保数）は全体数 2,628 人日（1 日当たり 9 人×292 日）に宮若市の利用割合（見込み）25.3% を乗じた数です。

・企業主導型保育施設も病児保育を実施していることから、利用可能人数の半分を地域の人が利用できる枠として記載しています。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	4,076	3,768	3,586	3,607	3,484
確保方策 (B) (人日)	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
過不足 (B-A) (人日)	724	1,032	1,214	1,193	1,316

●量の見込み（A）の算出

- ・こどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（減少傾向）から算出しています。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員	開所日
地域子育て支援拠点施設	子育て支援センターさくらんぼ	2,400 人日	月曜日～金曜日
	子育て支援センターたんぽぽ	1,200 人日	火曜日～土曜日
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	月曜日～金曜日
合計		4,800 人日	

・上記 3 カ所とも、居室（あそびの広場）で同時に支障なく遊ぶことのできるこどもの数に開所日数を乗じた数としています。「さくらんぼ」は 1 日当たり 10 人×240 日＝2,400 人日、「たんぽぽ」「たけんこ」は 1 日当たり 5 人×240 日＝1,200 人

⑦ 一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人日）	3,698	3,539	3,383	3,428	3,364
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	1,382	1,311	1,200	1,221	1,179
・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1	1	1	1	1
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	2,315	2,227	2,182	2,206	2,184
確保方策（B）（人日）	2,963	2,963	2,963	2,963	2,963
・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	313	313	313	313	313
・子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	0	0	0	0	0
過不足（B－A）（人日）	▲735	▲576	▲420	▲465	▲401

●量の見込み（A）の算出

- ・一時預かり事業（幼稚園在園児以外）
就学前のこどもの数の推計（減少傾向）と利用者数の推移（減少傾向）から算出しました。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和 6（2024）年度の見込みと同数にしています。
- ・子育て援助活動支援事業
事業実績がないことから、アンケート調査の結果、親族や友人から援助を受けることができない保護者のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人で、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの数の減少率を乗じて算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

区分	施設名	年間受入人数	備考
一時預かり事業（幼稚園在園児以外）	子育て支援センターさくらんぼ	1,450 人日	
	子育て支援センターたけんこ	1,200 人日	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	鞍手乳児院（鞍手町）	114 人日	2 歳未満
	報恩母の家（岡垣町）	199 人日	2 歳以上
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業除く）	実施に向けて検討		

●一時預かり事業（幼稚園在園児以外）

引き続き、子育て支援センターで一時預かり事業を実施します。（「さくらんぼ」は 1 日当たり 5 人×290 日＝1,450 人日、「たけんこ」は 1 日当たり 5 人×240 日＝1,200 人）

●子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保の内容はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。（鞍手乳児院は 1 日当たり 5 人×365 日÷16 市町＝114 人日、報恩母の家は 1 日当たり 6 人×365 日÷11 市町＝199 人日）

●子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）

子育て支援を細やかに行うには、様々な保護者の状況に応じて子育てを援助する人を地域から見つけ出しその手助けを受けることが必要ですが、60 歳以上で就労を継続されている人も増え、人材を見つけることは容易ではありません。アンケート調査等でその必要性やニーズが把握できることから、事業の実施に向けて検討を行います。

⑧ 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人）	1,904	1,832	1,739	1,657	1,601
確保方策（B）（人）	0	0	0	0	0
過不足（B-A）（人）	▲1,904	▲1,832	▲1,739	▲1,657	▲1,601

●量の見込み（A）の算出

・事業実績がないことから、ニーズ調査の結果、小学生の保護者で親族や友人から援助を受けることができない人のうち、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向がある人を抽出し、その利用希望日数から量の見込みを立て、こどもの減少率を乗じて算出しました。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

・⑦の「●確保方策（B）と今後の課題・取組」内の「子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）」に記載と同様、実施に向けて検討を行います。

⑨ 児童育成支援拠点事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	67	65	64	62	60
確保方策 (B) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B-A) (人)	▲67	▲65	▲64	▲62	▲60

●量の見込み (A) の算出

- ・こども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。

量の見込み (人) = 6 歳から 17 歳までの推計児童数 (人) × 事業の利用が望ましい児童数 (人) ÷ 基準時点の 6 歳から 17 歳までの児童人口 (令和 7 年度は推計児童数 2,653 人 × 事業の利用が望ましい児童数 68 人 ÷ 令和 6 年 4 月 1 日時点の 6 歳から 17 歳までの人口 2,712 人)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭庁の示す事業の要件は、職員については管理者、1 人以上の支援員の配置、開所日数については週 3 日以上、開所時間は学校の休業日が 1 日 8 時間、それ以外の日は学校終了から午後 6 時までと簡単な要件ではありません。宮若市こども食堂の活動も始まり、また、利用に条件はありますが、現状でも学童保育所や放課後デイサービスが居場所の一つと考えられるため、小中学校と情報共有を行い、こども家庭センターでその必要性を検討していきます。

⑩ 利用者支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年 4 月 1 日時点の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (B) (箇所)	1	1	1	1	1
基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
特定型 (保育コンシェルジュ) (箇所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (箇所)	1	1	1	1	1
過不足 (B-A) (箇所)	0	0	0	0	0

●量の見込み（A）の算出

・就学前のこどもやその家庭に対しては、利用している教育・保育施設や3カ所の子育て支援センター、市役所（こども家庭センター）の窓口・電話対応など複数の相談先があることで、満たされているものと考えます。小学生以降のこどもやその家庭について、小中学生までは学童保育所を含め、地域とのつながりが深いものの、高校生年代になると地域とのつながりが希薄になることから、気軽に相談できる窓口を設けることも検討が必要になります。

●確保方策（B）と今後の課題・取組

・こども家庭センターで母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
・幅広い年齢のこどもに関する地域の相談先として、地域子育て相談機関の設置について検討します。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み					
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（A）（人回）	447	450	459	474	483
確保方策（B）（人回）	447	450	459	474	483
・こども家庭センター（人回）	447	450	459	474	483
・その他（上記以外の業務委託）（人回）	0	0	0	0	0
過不足（B－A）（人回）	0	0	0	0	0

●量の見込み（A）の算出

・「量の見込み（A）」は「当該年度4月1日の0歳児の推計数」と「翌年度4月1日の0歳児の推計数」の合計の半数に標準的な面談回数である3回を乗じた数とします。（令和7年度は「令和7年4月1日時点の0歳児推計数（149人）」と「令和8年4月1日時点の0歳児推計数（148人）」の合計の半数に3回を乗じた数としています。）

●確保方策（B）と今後の課題・取組

・現在と同様、出産・子育て応援給付金の伴走型相談支援として、「妊娠届出時」「妊娠8カ月頃」「乳幼児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」にて実施していきます。

⑫ 妊婦健康診査

本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-49（各年度末の見込み）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
量の見込み (A') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
確保方策 (B) 対象者数 (人)	223	225	230	238	242
確保方策 (B') 健診回数 (人回)	2,086	2,100	2,142	2,212	2,254
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B' -A') (人回)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・妊婦健康診査は年度がまたがるため、「量の見込み (A) (対象者数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数の半数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」を合計した数としています。(令和 7 (2025) 年度は「令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児推計数の半数 (75 人)」と「令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計 (223 人) としています。)

・「量の見込み (A) (健診回数)」は「当該年度 4 月 1 日の 0 歳児の推計数」と「翌年度 4 月 1 日の 0 歳児推計数」の合計の半数に補助券の回数である 14 回を乗じた数とします。(令和 7 (2025) 年度は「令和 7 (2025) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (149 人)」と「令和 8 (2026) 年 4 月 1 日時点の 0 歳児の推計数 (148 人)」の合計の半数に 14 回を乗じた数としています。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・適切に健康診査が受診されるように努めます。確保方策 (B) は量の見込み (A) と同数とします。

⑬ 養育支援訪問事業

本計画の量の見込みと確保方策

図表 4-51（各年度末の見込み）

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	38	38	38	38	38
確保方策 (B) (人)	38	38	38	38	38
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・見込みの算出が難しいため、令和 6 年度の見込みと同数にしています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・市の保健師等により、適切に実施します。量の見込みと同数とします。

⑭ 産後ケア事業

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末の見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	45	48	53	58	65
確保方策 (B) (人日)	45	48	53	58	65
過不足 (B-A) (人日)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・ ことども家庭庁の示す算出方法により、次の方法で算出しています。量の見込み (人) = 利用見込み産婦数 ÷ 全産婦数 × 平均利用日数

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・ 現在と同様、福岡県助産師会と委託契約を締結し、様々な施設を選択できるようにし、里帰り出産などへも対応できるようにしています。

⑮ 乳幼児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)

本計画の量の見込みと確保方策

	各年度末見込み				
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	148	151	154	161	161
確保方策 (B) (人)	148	151	154	161	161
過不足 (B-A) (人)	0	0	0	0	0

●量の見込み (A) の算出

・ 当該年度の量の見込み (A) は、翌年度の 0 歳児の推計数と同数にしています。(令和 7 (2025) 年度の量の見込みは令和 8 (2026) 年度の 0 歳児の推計数。)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・ 市の保健師等により、出生に合わせて適切に実施します。量の見込みと同数とします。

⑯ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A)	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策 (B)	実施	実施	実施	実施	実施
過不足 (B-A)	-	-	-	-	-

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

・こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉との連携は強化されています。引き続き、地域の小児科医にコーディネーター会議へアドバイザーとして出席してもらうなど、専門性を強化し、児童虐待等に対して適切な対応を行います。

⑰ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	70	70	70	70	70
確保方策 (B) (人日)	313	313	313	313	313
確保方策 (施設数)	2	2	2	2	2
過不足 (B-A) (人日)	243	243	243	243	243

●量の見込み (A) の算出

・見込みの算出が困難であるため、計画期間の全てにおいて、令和 6（2024）年度の見込みと同数にしています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

区分	施設名	利用定員	備考
乳児院	鞍手乳児院	114 人日	2 歳未満
児童養護施設	報恩母の家	199 人日	2 歳以上
合計		313 人日	

・現在と同様、鞍手乳児院と報恩母の家に委託し、事業を実施します。確保方策はいずれも、年間の入所可能人数を同施設に委託する市町村数で除した数字です。（鞍手乳児院は 1 日当たり 5 人×365 日÷16 市町＝114 人日、報恩母の家は 1 日当たり 6 人×365 日÷11 市町＝199 人日）

・里親等への委託は現時点で実施していませんが、現在の委託先は市外であることも踏まえ、教育・保育施設や学校に通うなどのこどもの日常生活を維持し、家庭的な環境において一時的な養育を提供することを目的として、里親等への委託を検討します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

本計画の量の見込みと確保方策

- ・事業の対象世帯は、利用者負担（保育料）の階層が限定されています。教材費や行事への参加に要する費用も負担感があることから、事業の実施の必要性について関係部署とも協議しながら検討を行います。

⑲ 子育て世帯訪問支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人日)	60	60	60	60	60
確保方策 (B) (人日)	120	120	120	120	120
過不足 (B-A) (人日)	60	60	60	60	60

●量の見込み (A) の算出

- ・新しい事業のため、実績から導くことが困難ですが、事業の目的に沿い、今後利用してもらいたい世帯数を検討し、算出しています。

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

- ・現在と同様、社会福祉法人グリーンコープに委託し、事業を実施します。(1 月当たり 5 世帯×利用日数 2 日×12 カ月=120 人日)

⑳ 親子関係形成支援事業

本計画の量の見込みと確保方策

各年度末の見込み

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (A) (人)	70	69	67	66	64
確保方策 (B) (人)	0	0	0	0	0
過不足 (B-A) (人)	▲70	▲69	▲67	▲66	▲64

●量の見込み (A) の算出

- ・こども家庭庁の示す算定方法により、次の方法で算出しています。
量の見込み (人) = 0 歳から 17 歳までの推計児童数 (人) × 事業の利用が望ましい児童数 (人) ÷ 基準時点の 0 歳から 17 歳までの児童人口 (令和 7 年度は推計児童数 3,626 人 × 事業の利用が望ましい児童数 72 人 ÷ 令和 6 年 4 月 1 日時点の 0 歳から 17 歳までの人口 3,717 人)

●確保方策 (B) と今後の課題・取組

- ・こども家庭庁の示す事業の要件は、プログラムが概ね 5~8 回 (各回 90 分~120 分程度) を目安にしており、仕事や学校などとの調整等が難しいことが予想されます。リモートの活用と周辺自治体と広域連携した取組を検討していきます。

（４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

I 認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労の有無に関わらず施設を利用することができ、そのことで適切な規模の集団を保つことができます。共働き世帯が増え、保育へのニーズが高まる状況が続いていますが、幼児教育を望む保護者にも柔軟に対応できる施設です。また、少子化が進む中で集団を維持するには、保育所側からも認定こども園となることにメリットがあると思われます。

現在、市内にある宮若さくらこども園は幼保連携型認定こども園ですが、認定こども園には、幼稚園型や保育所型、地方裁量型などの類型があることから、認定こども園への移行を希望する園や検討を行う園がある場合には移行しやすい類型を提案するなどその普及を推進し、地域のニーズに沿った受け皿の確保に努めます。

II 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進

①外国につながるこどもへの支援・配慮

国際化の進展に伴い、外国人のこどもや両親の国際結婚によるこどもなどのいわゆる外国につながるこどもが増加しています。本市でも多くはないものの、このような状況が見られます。必要に応じて、保育施設による通訳等の活用などを促進します。

②幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

園長会等を通じて、各施設の課題を抽出し、合同で実施することが望ましい研修や効率的な研修について検討し、地域全体の教育・保育の質の向上に努めます。

③処遇改善を始めとする労働環境への配慮

保育士不足が恒常化しており、処遇改善を始めとした労働環境の改善は重要な課題です。これまでも本市では、保育士の負担を軽減するため、こども家庭庁の補助制度である「保育補助者雇上強化事業（保育士資格を有しない人などで保育業務を補助する人を雇用した場合の補助制度）」や「保育体制強化事業（保育以外の清掃や配膳などの周辺業務に従事する人を雇用した場合の補助制度）」などのほか、ICT化による業務の効率化を推進し、働きやすい職場づくりを促進してきました。

給与や休暇等については、指導監査等を通じて適切に運営されているか確認を行います。

④教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

こどもの安全を確保するために指導監査は重要な役割を持っています。保育施設の指導監査については書面審査に加え、現地を確認することで、施設の特徴や特色を理解した上で、補助制度などの活用を促進し、より安全面が確保されるように努めます。

⑤特定教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の推進

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「保育所における自己評価ガイドライン」などの周知を行います。

III 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためにはこども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満３歳未満のこどもを保育する地域型保育事業について、満３歳以降も継続して教育・保育けられるように、連携施設の確保促進に取り組みます。また、企業主導型保育施設も満３歳未満のこどもを保育する施設が多いことから、連携や協力体制が構築されるよう努めます。

IV 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

幼児教育・保育から小学校への円滑な移行を推進し、小１プロブレム（小学校での生活になじめず、落ち着かない状態で、集団生活が困難になる場合もある。）を解消するため、教育・保育施設と小学校との連携が必要です。

現在、教育委員会の宮若市学力向上プロジェクトE事業の中で「幼児部会」を設け、保幼小の合同研修や小学校入学前後の情報交換を行っています。また、小学校の児童支援担当が教育・保育施設へ訪問し、鉛筆の持ち方などを教える取組も行っています。引き続き、連携の取組を推進します。

（５）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

Ⅰ 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討

本市では新制度に移行していない幼稚園はありませんが、就労等で市内外の幼稚園等の預かり保育を利用している保護者は、新２号認定（保育認定）を受けて、施設等利用給付制度により預かり保育に係る費用が無償化されます。無償化に係る申請手続について、法定代理受領（通常は保護者が施設に一旦料金を支払い、その後保護者が市町村に請求するが、保護者と施設間の料金のやり取りを省略し、市町村から施設に費用を支払う方法）について幼稚園等と協議を行い、保護者の負担を軽減に取り組みます。

Ⅱ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使

すでに本市では、特定子ども・子育て支援施設等の指導監督について、点検表を作成し、これに基づき実地指導を行っています。また、施設側への負担が軽減されるよう、福岡県の届出保育施設の指導監査と合同で実施しており、今後も継続します。



第5章

資 料 編

○宮若市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、宮若市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第 31 条第 2 項に規定する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第 43 条第 2 項に規定する事項
- (3) 本市の子ども・子育て支援事業計画に関し、法第 61 条第 7 項に規定する事項
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月16日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月25日条例第17号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○宮若市こども計画策定委員会要綱

令和6年6月12日

告示第126号

(設置)

第1条 宮若市こども計画(以下「こども計画」という。)の策定に関し必要な事項を協議し、調整し、及び審議するため、宮若市こども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) こども計画の素案の作成に関する事項

(2) その他こども計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長及び市長の指定する職にある職員をもって組織する。

2 委員会の補助機関として、宮若市こども計画策定作業部会を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条第1項の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員長に副市長(副市長が選任されていない場合は市長)を充て、副委員長に教育長(教育長が選任されていない場合はこども計画策定に関する事務の担当課長)を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員会の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会の会議に必要があるときは、委員長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども計画策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○宮若市こども計画策定作業部会細則

令和6年6月12日

告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、宮若市こども計画策定委員会要綱(令和6年宮若市告示第126号)第3条第2項の規定に基づき設置する宮若市こども計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) 宮若市こども計画(以下「こども計画」という。)の素案の原案の作成に関する事項

(2) その他前号の事務に関して必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、市長の指定する職にある職員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。ただし、前条の職を離れた者は、委員の任を解かれたものとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 作業部に部会長及び副部会長を置き、部会長にこども計画策定に関する事務の担当課長を充て、副部会長は部会長が指名する。

2 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部の会議は、部会長が招集する。

2 作業部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、会議の議長となる。

4 作業部の議事について必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 作業部の会議に必要があるときは、部会長は、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 作業部の庶務は、こども計画策定に関する事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、作業部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



宮 若 市

Miyawaki City

宮若市こども計画

発行日：令和 8（2026）年 3 月

編 集：福岡県宮若市こども家庭課

福岡県宮若市こども家庭課

〒823-0011

福岡県宮若市宮田 29 番地 1

TEL 0949-32-0517 / FAX 0949-32-9430

E-mail youji@city.miyawaka.lg.jp